

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
 (平成二十六年条例第二十八号) の一部改正

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び<u>同条第十項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三・四 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び<u>同条第十一項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三・四 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、第五条から第三十四条まで（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、第五条から第三十四条まで（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認</p>

改正後	改正前
<p>定子どもの総数」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、  <u>「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ（1）中「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同ロ（2）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>	<p>定子どもの総数」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、  <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ（1）中「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同ロ（2）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> </p>